

平成28年第2回由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成28年2月25日（木）14時00分

2. 場 所：はさま未来館 大研修室

3. 出席委員 31名

会 長 17番 縣 次男

副 会 長 23番 小野 七郎

委 員

1 番大澤 英之	1 1 番廣瀬 啓治	2 1 番衛藤 由澄	3 1 番大塚 弘士
2 番加藤 正信		2 2 番佐藤 高信	3 2 番山月 憲昭
3 番佐藤有太郎		2 3 番小野 七郎	3 3 番甲斐 善馬
4 番利光 末子	1 4 番田中 俊行	2 4 番佐藤 靖司	
5 番坂本 成一	1 5 番首藤 勝磨		3 5 番後藤 義昭
6 番安部 義浩	1 6 番梅木 敏弘	2 6 番二宮 正男	3 6 番穴井 幸男
7 番佐藤 義男	1 7 番縣 次男		
8 番吉廣 順一	1 8 番加藤 康男	2 8 番庄野 誉	
9 番後藤 慶子	1 9 番佐藤 邦政	2 9 番佐藤 圭介	
1 0 番佐藤 勝規	2 0 番那須 紀子	3 0 番佐藤千代信	

4. 欠席委員

1 2 番田中眞理子	1 3 番佐藤 幸市	2 5 番栗林 睦和	2 7 番溝口 正剛
3 4 番小山 豊康			

5. 議事日程

(1) 出席確認（事務局長）

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

①農地法第18条の規定による合意解約通知の報告

②農用地利用集積計画（貸借権設定）の審議

③農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の審議

④農地法第4条の規定による許可申請の審議

⑤農地法第5条の規定による所有権設定の許可申請の審議

⑥農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についての審議

⑦農地等の買受適格者証明の発行についての審議

⑧非農地証明の発行についての審議

⑨農用地利用集積計画（農地中間管理権）についての審議

⑩農用地利用配分計画についての審議

(4) その他

・農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集に係る経過報告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 須藤啓司、次長 後藤義一、次長 日野正美、主幹 大嶋陽一

7. 会議の概要

出席者報告 出席委員 36名中、31名の出席となります。会議規則第8条により総会が成立していることを報告します。

会長挨拶

議 長

それでは本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間といたしたいと思いますが、これに異議はございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。したがって会議は本日1日間と決定しました。

次に会議録署名人の2名を指名します。本日の会議録署名人は、議席番号「19番佐藤邦政」委員さんと「20番那須紀子」委員さんの2名にお願いします。よろしくお願いします。

次に採決についてお諮りします。これから採決します日程第1から第10までのすべての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますが、ご異議はありますか。

(異議なし)

異議なしと認めます。それでは、只今より会議規則第7条による議案審議を行います。それから、農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員さんは、退席をすることとなっていますのでよろしくお願いします。

○日程1「農地法第18条の規定による合意解約通知について」

(議案1号～2号 2件)

議 長

日程1、農地法第18条の規定による合意解約通知について事務局説明をお願いします。

事 務 局

日程1、農地法第18条の規定による合意解約通知について議案朗読説明

議 長

議案1号、2号につきましては、報告ということで了承いただきたいと思います。

○日程2「農用地利用集積計画の決定について」

(議案3号～13号 11件)

議 長

日程2、農用地利用集積計画の決定について事務局説明をお願いします。

事務局

日程2、農用地利用集積計画の決定について議案朗読説明。

議案3号から13号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長

議案3号から7号は利用権、継続設定の案件です。

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

議案8号について、議席番号29番佐藤 圭介委員より説明をお願いします。

29番佐藤 圭介委員

この案件は、前に出ている1号と関連しております。合意解約した五島さんと、この案件の五島さんは、親子の関係になります。親父さんのほうが高齢になったため、契約を子供の方へ変更したいということであります。田んぼの管理については今までと変わりはありませんので問題はないと思います。

議長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案9号について、議席番号18番加藤 康男委員が借受人となっておりますので、会議規則12条の規定により、退席をお願いします。

それでは、議席番号26番二宮 正男委員より説明をお願いします。

26番二宮 正男委員

貸付人の安部さんと借受人の加藤さんは、同じ地区内ですし、農地は加藤さんのすぐ近くにあります。借受人の加藤さんについては、ご存じのとおり農業委員でもありますし、認定農業者でもあります。何も問題はないと考えられますので、よろしくお願ひいたします。

議長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

加藤委員さん、お入り下さい。
賛成多数で承認されました。

議案10号について、議席番号15番首藤 勝磨委員より説明をお願いします。

15番首藤 勝磨委員

貸人の小野さんは、以前から近所の人に農地を貸しておりましたが、その方が高齢になったということで耕作ができなくなりました。で、山路さんに無理にお願いしたみたいで、やっと話が折り合ったということのようです。山路さんはこの近くで10軒以上受けて耕作しております。問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案11号について、議席番号19番佐藤 邦政委員より説明をお願いします。

19番佐藤 邦政委員

岡さんは以前から他の人に耕作してもらってたんですが、その方ができなくなったということで岡さんに返したそうです。誰かつくってくれる人を探していたんですが、三重野さんがつくってくれるということで、話がまとまったようです。別に問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

5番坂本 成一委員

小作料が入ってないですが、後でもめるようなことはありませんか。

(使用貸借になっている。)

あっ、すいません。

議 長

他に質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案12号について、議席番号8番吉廣 順一委員より説明をお願いします。

8番吉廣 順一委員

眞子さんが借受人となっておりますが、昔から眞子さんが耕作しておりまして、今回新

たに契約しなおしたということであります。何ら問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案13号について、議席番号34番小山 豊康委員が欠席ですので、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

渡邊さんは大分市に住んでおられまして、現在、農業できる状態にないと聞いております。立川さんは今回8,412㎡と大きな面積を借りることになるんですが、農機具等の準備もできており、耕作に支障はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

○日程3「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案14号～22号 9件)

議 長

日程3、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、9件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程3、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について朗読説明。

議案14号から22号は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長

議案14号について、議席番号6番安部 義浩委員より説明をお願いします。

6番安部 義浩委員

議案は3筆になっておりますが、現地を確認したら田は1枚になっております。上空に高圧線が通っている関係で3筆になっております。受人の三ヶ田さんは、昨年10月、11月と3条申請があがっており、この近くの農地を購入しております。29,000㎡と大規模で、機械も揃っており、何ら問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案15号について、議席番号32番山月 憲昭委員より説明をお願いします。

32番山月 憲昭委員

現状は佐藤さんの畑なんですが、具合が悪いということで、ここ何年か川野さんが管理してあげてるようです。機械等も持っており、問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案16号について、議席番号8番吉廣 順一委員より説明をお願いします。

8番吉廣 順一委員

渡人は大阪に住んでおり、こちらには帰ってこないということであり、受人を探していたところ、田村さんが購入するという事になったようです。農機具等すべて持っておりますので、管理について問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案17号について、議席番号19番佐藤 邦政委員より説明をお願いします。

19番佐藤 邦政委員

古長 肇さんという方は、まだ若いんですけども、大分の方へ勤めに出ておきまして、農業は日曜、祭日以外にご両親がなさっているようです。この畑は梨畑でありまして、両親も歳をとって管理できないということで、購入者を探していたんですが、隣の梨畑を森岡さんが作っておりまして、何とか一緒につくってもらえないかということで、話ができたようです。森岡さんは非常に積極的な方で、色んなことを手がけられてるようです。機械も揃えているようで、何ら問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認します。

議案18号について、議席番号24番佐藤 靖司委員より説明をお願いします。

24番佐藤 靖司委員

渡人が高齢で何年か前に体調を壊しまして、農業はできないということになりました。買い手を探していたんですが、受人は親戚の方なんですが、大規模農家であり特に問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認します。

議案19号について、議席番号8番吉廣 順一委員より説明をお願いします。

8番吉廣 順一委員

渡人の加藤さんは福岡に住んでおり、こちらにはおりません。土地を購入される方を探していたところ、日野さんが購入することになりました。日野さんは農機具等すべて持っており、何ら問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認します。

議案20号について、議席番号11番廣瀬 啓治委員より説明をお願いします。

11番廣瀬 啓治委員

白石さんが持っている田んぼが、荒木さんが持っている田んぼに挟まれる形になっておりまして、荒木さんが農作業するのに不便であり、白石さんに譲ってもらえないかという話をしたそうです。白石さん自身も長年、他の人に耕作をお願いしておりまして、自分では耕作しておりません。それで話ができたようです。

議 長

質疑を受けます。

6番安部 義浩委員

受人の住所が小倉になっていますけど、こちらに耕作に来るんですか。

1 1 番廣瀬 啓治委員

農地と一緒に住宅も購入しておりまして、リフォーム終了しておりませんで、地元の人に作ってもらってます。入居できるようになるまでの間です。

議 長

安部委員さん、よろしいでしょうか。

(はい)

他に質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案 2 1 号について、議席番号 3 1 番大塚 弘士委員より説明をお願いします。

2 1 番大塚 弘士委員

渡人の佐藤さんは勤め人でありまして、この土地も以前から同じ地区の人に作ってもらってたんですが、売買の契約ができて、受人の松山さんが購入することになりました。1 町を越える農家ですので、農機具等揃っており、問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案 2 2 号について、議席番号 9 番後藤 慶子委員より説明をお願いします。

9 番後藤 慶子委員

渡人の石井さんは、埼玉県の方にいらっしゃいまして、ずっと日野さんがつくってたんですけど、今回、売りたいということで、日野さんの田んぼも隣接しているんで、規模を拡大したいということです。日野さんは 8 2 歳になるんですが、息子さんは今はお勤めしてるんですが、定年になり次第後を継ぐということで、少しでも農地を増やしておいてあげたいということのようです。たくさんつくっているんで、機械等も揃っており問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

○日程 4 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」

(議案 2 3 号～ 2 6 号 4 件)

議 長

日程4、農地法第4条の規定による許可申請について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程4、農地法第4条の規定による許可申請の審議について議案朗読説明

議案23号から26号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案23号について、議席番号16番梅木 敏弘委員より説明をお願いします。

16番梅木 敏弘委員

図面の1, 2, 3ページをご覧ください。太陽光発電の施設用地への転用ですが、2筆ありますが、169-1は、3,139㎡の内の1,582㎡になっています。これは関連議案31号で貸借権の申請が出ております。雨水についてはU字溝を設置しており、隣接地の方へは迷惑がかからないようになっております。特に問題はないと思います。

議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議案23号について、議席番号15番首藤 勝磨委員より説明をお願いします。

15番首藤 勝磨委員

申請人の佐藤史郎さんは、現在、東京に住んでおります。こちらには弟が住んでおるんですが、弟の名義にしようとしたところ、地目が田になっているということがわかったんで、今回、始末書付きで転用申請をしたわけでありまして。よろしくをお願いします。

議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議案25号について、議席番号28番庄野 誉委員より説明をお願いします。

28番庄野 誉委員

2月に一度現地の立会にいきまして、位置図の7, 8, 9ページにありますように、申請地は長年耕作しておらず、雑種地のようになっておりました。始末書のように、農地法

を知らずに転用してしまっているが、反省しており、周辺農地には影響がありませんので、よろしくをお願いします。

議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議案26号について、議席番号1番大澤 英之委員より説明をお願いします。

1番大澤 英之委員

申請地は北側に面しており、周辺も山林に囲まれていて、日照条件も非常に悪く、30年ほど前に植林をしたということのようです。現在は立派な山林になっております。

議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

○日程5「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案27号～30号 4件)

議 長

日程5、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程5、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請の審議について議案朗読説明
議案27号、28号、30号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題ないと考えます。

議案29号の農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案27号について、議席番号6番安部 義浩委員より説明をお願いします。

6番安部 義浩委員

字図の13ページをご覧ください。県道小挾間大分線に隣接した、大分県のぞみ園の前になります。畑になってますが、ここは全く水利がないところで近辺はほとんどが畑になっております。とたりも不動産屋さんが購入しております。後日、また申請があがってくると思います。家を建てたいということで、吉川さんから電話がありましたが、仕方ないのかなと思いますので、よろしくお願いたします。

議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議案28号について、議席番号32番山月 憲昭委員より説明をお願いします。

32番山月 憲昭委員

図面は17ページからです。周りは田や畑のようですが、宅地への転用申請です。周辺の農地へは影響はありませんし、排水も同意がとれておりますので、転用についてはやむを得ないと考えます。

議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議案29号について、議席番号2番加藤 正信委員より説明をお願いします。

2番加藤 正信委員

渡人の加藤さんは、勤めに出ている関係で、長年、小作に出しておりました。ところが3年ほど前に、高齢のためもう作れないということで、農地の返還を受けたんですが、勤めに出ていたんで農機具等もありませんで、何年かは耕作放棄地となっておりました。売りに出しておりましたら、今回、大分県セキュリティーセンターが太陽光の発電施設用地として買うという話がありました。計画を見ますと、周辺農地に影響を及ぼすということもないようですし、近隣住民の同意も得られておりますので、問題はないと思います。

議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議案30号について、議席番号36番穴井 幸男委員より説明をお願いします。

36番穴井 幸男委員

字図は24, 25, 26ページです。現地に確認に行ってきました。ここは以前、土石流災害の仮置き場となっておりましたが、現在は農地として機能していません。受人の渡邊さんはアパートに住んでいますが、今回、新居を構えたいということで申請しました。水路組合等の同意もありますので、別に問題はないと思います。

議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

○日程 6 「農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について」

(議案 3 1 号 1 件)

議 長

日程 6、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について、1 件あります。事務局より説明をお願いします。

議案 3 1 号の農地区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案 3 1 号について、議席番号 1 6 番梅木 敏弘委員より説明をお願いします。

1 6 番梅木 敏弘委員

関連議案 2 3 号で申し上げましたように、3, 139㎡の内 1, 557㎡の貸借権設定の案件です。受人の熊谷さんは渡人の廣渡さんの娘婿であります。特に施設用地としては問題はないと思われま

議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

○日程 7 「農地等の買受適格証明について」(農地法第 3 条許可申請)

(議案 3 2 号～ 3 3 号 2 件)

事 務 局

日程 7、農地等の買受適格証明について朗読説明。

議案 3 2 号、3 3 号は、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長

議案第 3 2 号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

庄内町の案件ですが、現地はバラ栽培用のハウスがたっており、耕作用の農地というよりも、農業施設用地と関連する資材等を置くための用地であります。今回、競売に付されておりまして、合同会社由布ファームさんが競売に参加するにあたり適格証明が必要ということでの申請です。今回は農地として購入するための競売参加であり、3 条の

規定にてらして判断していただければよいかと思えます。由布ファームは昨年法人登記をされて、これから新規で農業をやっていこうとしている法人ですので、農業生産法人としての判断材料がないんですが、新規については計画で判断することとなりまして、今回出されている計画については妥当性はあるという判断をしておりますが、今後、毎年報告をしてもらいますが、3年後に農地を取得できる法人でないということになれば、農地を手放すような指導も県と行っていかなければならないというようなことも考えられます。施設の中で栽培しようとしているものはキノコ類です。認定農業者にも認定されておりますので、今後の状況を見守っていくという状況です。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

議案32号は、3条許可要件を満たしており、許可相当と判断し、受人に競売公売にかかる農地等の買受適格証明の発行を認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当であり買受適格証明を発行します。

議案第33号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

対象者は同じで、先ほどの通りです。以前は大きな石等を置いており農地と言える状況ではありませんでしたが、現在はそうした物も取り払われ、ぎりぎり畑と言える状況になっています。この農地では施設を建ててキノコ類の栽培を行うという予定です。今回の証明申請には3条申請と同じ書類も出していただいております。今回発行した証明書を持って競売に参加します。落札できれば、もう一度審議するのではなく、申請書のかがみを差し替えて、許可書を発行することとなります。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

議案33号は、3条許可要件を満たしており、許可相当と判断し、受人に競売公売にかかる農地等の買受適格証明の発行を認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当であり買受適格証明を発行します。

○日程8「非農地証明の発行について」

(議案34号～35号 2件)

議 長

日程8、非農地証明の発行について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程8、非農地証明の発行について議案朗読説明

議案34号から35号は、農地法第2条第1項の対象とならない土地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案 3 4 号について、議席番号 1 4 番田中 俊行委員より説明をお願いします。

1 4 番田中 俊行委員

川野さんは福岡に住んでおりますので、昔、川野さんや家族が住んでいた付近の人に話を聞きました。川野さんは学校を出てからすぐに家を出たそうです。この畑は、終戦後、一時期芋を植えていたということのようです。その後はほとんど農地として使われることはなかったようです。

議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる方は挙手をお願いします。

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案 3 5 号について、議席番号 3 2 番山月 憲昭委員より説明をお願いします。

3 2 番山月 憲昭委員

図面としては 3 4 ページをご覧ください。1204-1は国道沿いにある三角地ですが、竹山になっています。560-3というのが写真の左側になりますが、山まではなっていませんし、20年以上耕作されていないかはわかりませんが、農地ではないということは確認しております。

議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる方は挙手をお願いします。

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

○日程 9 「農用地利用集積計画（農地中間管理権）について （議案 3 6 号 1 件）

議 長

日程 9、農用地利用集積計画（農地中間管理権）について、1 件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 9、農用地利用集積計画（農地中間管理権）について、詳しい説明については、農政課の方からいたします。

農政課担当

農政課の担当より説明

議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認することとします。

○日程 10 「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

(1件)

議 長

日程 10、農用地利用配分計画（案）について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 10、農用地利用配分計画（案）について、詳しい説明については、農政課の方からいたします。

農政課担当

農政課の担当より説明

議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無しと答申します。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了しました。ご協力ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。